



令和8(2026)年度 ▶▶▶ 令和12(2030)年度 **概要版**



**門真市
教育振興基本計画
2026**



令和8(2026)年2月
門真市教育委員会



1 策定の趣旨

門真市教育委員会は、令和3（2021）年度から5年間を計画の期間とする「門真市教育振興基本計画2021」を作り、いろいろな教育に関する取組をしてきました。

ここ数年の間、社会の状況や教育の周りの環境は日々変わっています。

日本の周りの環境も大きな変化の時期にあり、経済を成長させ、社会の問題を解決するために、新しい価値を生み出すことが求められています。

また、日本に住んでいる人の数や子どもの数が急に減っていること、インターネットが身近な社会になったこと、世界の国同士の繋がりが強くなっていることなどは、教育活動にも大きな影響を与えています。そして、学校教育での問題は、よりさまざまで、いくつもの原因が絡み合ったような難しい問題へとようになってきており、すばやく正確な対応や取組が必要となっています。

このような中、国では令和5（2023）年6月に第4期教育振興基本計画が決定されました。この計画では、2040年より後の社会のことを考えて、持続可能な社会を作る人たちを育てることや、体も心も社会的にも良い状態である「ウェルビーイング (Well-being)」を高めていくという考えが書かれました。

門真市でも、このような社会全体が変わることで出てきた、新しい教育の考え方や教育に関する問題を解決できるように、国と大阪府の教育振興基本計画で決められた基本的な方向性を参考にしながら、門真市教育振興基本計画の見直しをします。



2 計画の位置づけ

○ 関連計画との関係

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく本市における「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定します。

【参照】 教育基本法第17条
(教育振興基本計画)

1 略

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない

3 計画期間

計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化など、教育を取り巻く状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとしします。

年度	期間(年度)										
	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	
本市の 関連計画	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	
総合計画 第6次		→									
教育大綱 第9期		→									
(本計画)教育振興 基本計画		←→									

4 計画の基本理念

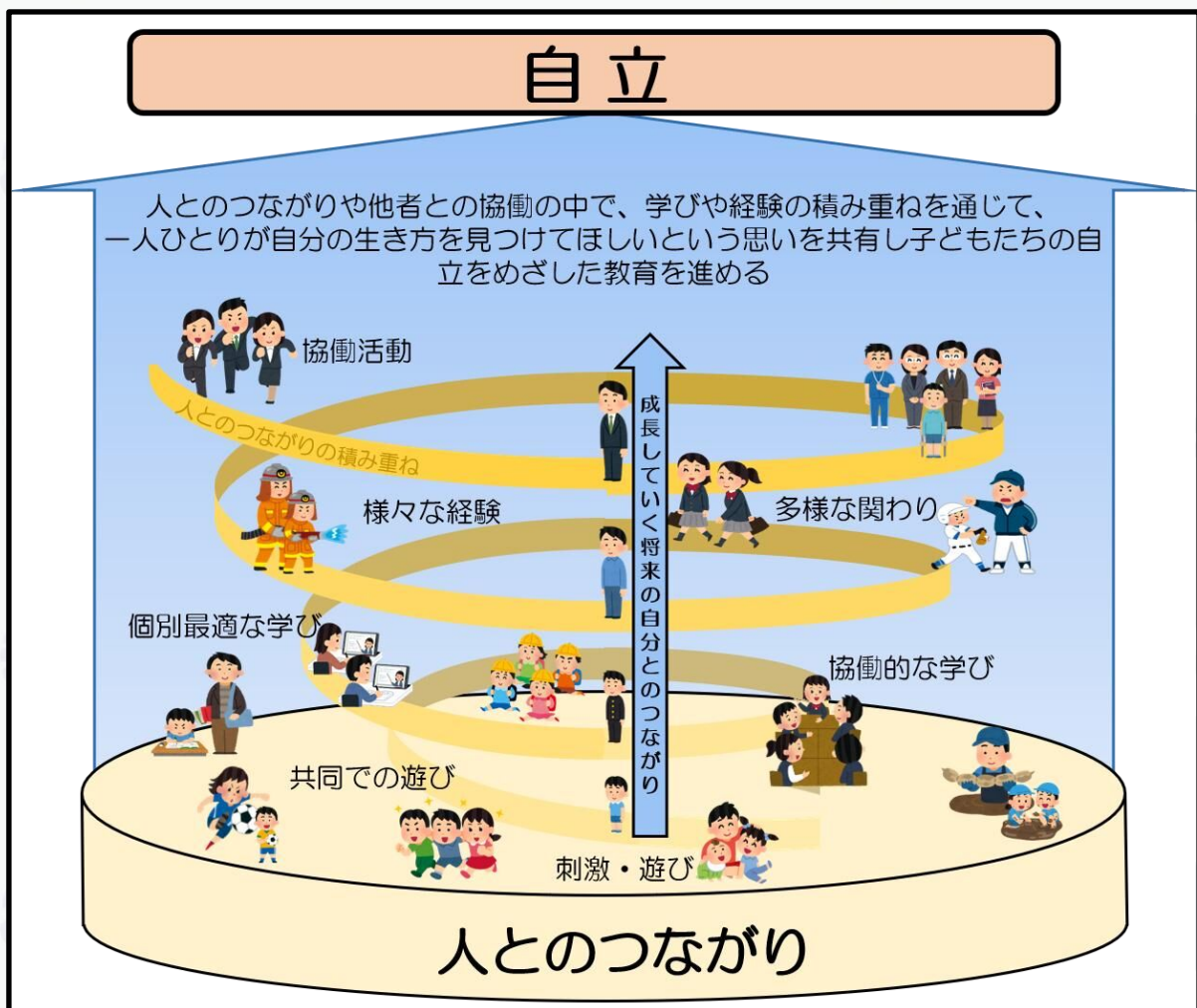
将来の予測が困難なこれからの時代を生きる子どもたちは、様々な経験の中で自ら課題を見つけ、主体的に学び、考え、判断して行動する力や、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていける力を付けることが必要です。

本計画では、国の教育振興基本計画が示す「持続可能な社会の創り手の育成」や「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」も意識しながら、義務教育の9年間を通じて、縦のつながり、横のつながり、将来の自分とのつながりという3つのつながりを軸に、系統性や継続性を持って子どもたちを育む理念をみんなが共有し、子どもたちの自立をめざした教育を進めます。

※ここでの自立は他者に頼らず1人で生きていくことのみならず、多様な他者とのつながりや支え合いの中で、社会の一員として自分らしく生きる力を育むことを含めています。

また、基本理念を実現するための施策体系を掲げ、それに基づく取組・事業を実施することにより計画を推進します。

計画の基本理念を示すイメージ



5 施策体系

基本理念を実現するため、以下のとおり今後取り組む施策の体系を示します。

めざす教育や3つのつながりを創るために施策全体として取り組む事項	基本施策	施策の方向性
(1) 小中一貫教育の推進	1 学びを保障する環境づくり	1 個別最適な学び・協働的な学びの推進
		2 探究的な学びの推進
		3 学び続ける教職員の育成
		4 自分の将来を描ける力の育成
		5 すべての子どもの人権が尊重される学校づくりの推進
		6 発達支持的生徒指導の推進
		7 「ともに学び、ともに育つ」学校づくりの推進
		8 特別の教育課程を編成した指導の充実
		9 いじめ防止への取組と不登校児童生徒への支援の充実
		10 健やかな体を育てるための取組の推進
		11 豊かな心を育む教育の推進
(2) 地域とともにつくる学校教育の推進	2 学びを支える環境づくり	1 専門家と連携した学校体制づくり
		2 教職員の人材育成と授業力の向上
		3 教職員の働き方改革の推進
		4 安全で快適な学校施設の整備
		5 子どもたちを事故や災害から守るための取組の推進
		6 教育 I C T 整備の充実
		7 将来を見据えた新たな学校づくり
(3) 令和の日本型学校教育の推進	2 学びを支える環境づくり	1 専門家と連携した学校体制づくり
		2 教職員の人材育成と授業力の向上
		3 教職員の働き方改革の推進

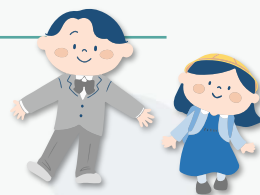
6 めざす教育や3つのつながりを創るために 施策全体として取り組む事項

(1) 小中一貫教育の推進

現状と取組の方向性

門真市では、令和7（2025）年に新しい「門真市小中一貫教育推進プラン」を作りました。このプランは、小学校から中学校までの9年間の学びのことを考えて、切れ目なく子どもたちを育てるための道しるべとして作りました。

めざす子どもの姿や、学校教育目標をすべての先生たちで共有し、子どもの成長に合った教育を行います。これによって、小学校と中学校の学びをしっかりとつなげ、さまざまな教育的ニーズを抱える子どもへの対応や、幼稚園や保育園での教育との協力もしながら、9年間を通じて子どもたちの成長を支えていきます。



(2) 地域とともに作る学校教育の推進

現状と取組の方向性

門真市では、令和4（2022年）年度から学校運営協議会を市内の学校に設置し始め、令和7（2025）年度にはすべての学校へ設置し終わりました。

学校運営協議会は、保護者や地域の住民などが、学校の計画・進行などに関わり、地域と学校が一緒になって、その学校ならではの特徴を活かした学校づくりを進められる仕組みです。学校運営協議会を設置することで、「どんな子どもを育てるのか」「何を実現していくのか」という目標や考えを、地域の住民や保護者と共有することができ、地域と学校が協力しやすくなります。

さらに、地域と協力して体験活動や探究学習を行うことで、子どもたちが今学んでいることが、将来の生き方や社会とのつながりに関わっていると感じられるように、子どもたちの学びを「教室の中」から「社会や地域」へ広げていく取組を進め、「地域とともにある学校」づくりをめざします。



(3) 令和の日本型学校教育の推進

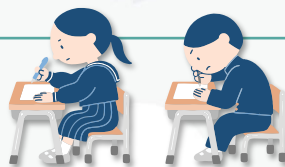
現状と取組の方向性

門真市では、市全体で「門真市学力向上アクションプラン」に沿って、「目標と指導と評価の一体化」を土台にした授業改善に取り組んできました。その結果、令和5（2023）年度の全国学力・学習状況調査では学力が上がりましたが、「主体的に学びに向かう力」や「課題を発見・解決する力」に課題が見られました。

そのため、これからは「主体的に学びに向かう力」や「課題を発見・解決する力」を伸ばしていくために、アクションプランの取組を引き継ぎながら、さらに学習指導要領をしっかりと行うこと、定着させることを目指して「学び方」について改善し、「主体的・対話的で深い学び」ができるようにするため、授業を改善すること・学校での研修をもっと良くしていくことを進めます。

また、発達支持的生徒指導を進めることを一番大切なこととし、専門家と協力した「誰一人取り残さない」生徒指導の仕組みをしっかりと作り上げることで、生徒指導をもっと良くします。そして、さまざまな子どものニーズに応じた「個別最適な学び」ができるようにするため、将来の自立のことを考えた、計画的な「特別の教育課程」と、すべての子どもが過ごしやすい環境をさらに整えることで、支援教育や日本語指導も、もっと良くしていきます。

このように、いろいろな取組を一緒に進めていくことで、「誰一人取り残さない学校」をめざすと同時に、門真市としての「令和の日本型学校教育」の達成をめざします。



7 今後5年間に取り組む施策

基本施策1 学びを保障する環境づくり

2



探究的な学びの推進

主な取組

- 総合的な学習の時間を中心とした「探究的な学び」の実践
- 問題発見・解決能力の育成
- 学校外の教育力を活かした実践の推進

1

個別最適な学び・協働的な学びの推進

主な取組

- 学習指導要領に基づいた授業の推進
- 子どもを主語とした授業の推進
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進
- ICT機器の効果的な活用
- 家庭学習への支援



3

学び続ける教職員の育成

主な取組

- 校内研修の充実
- 教職員研修の充実
- 市教委による伴走支援

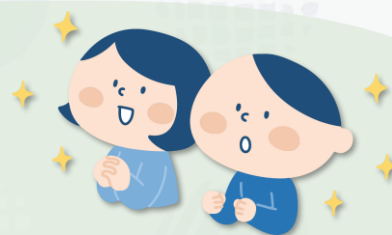


4

自分の将来を描ける力の育成

主な取組

- キャリア教育の推進
- 子どもの学ぶ意欲の向上に向けた取組



5

すべての子どもの人権が 尊重される学校づくり

主な取組

- 人権教育の推進
- 多文化共生教育の推進
- 世界に関心を持つ機会づくり
- ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応



6

発達支持的 生徒指導の推進

主な取組

- 発達支持的生徒指導の推進
- 自尊感情の育成
- 非認知能力の育成



7

「ともに学び、ともに育つ」 学校づくりの推進

主な取組

- 校内支援体制の充実
- 就学相談・就学支援の充実
- 支援教育に係るサポート人材の活用



8

特別の教育課程を 編成した指導の充実

主な取組

- 支援学級における一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
- 通級による指導の充実
- 日本語指導の推進



9

いじめ防止への取組と不登校児童生徒への支援の充実

主な取組

- 教育支援センター「かがやき」、校内教育支援ルーム等の充実
- いじめ防止に向けた取組
- いじめに関する相談窓口の設置



10

健やかな体を育てるための取組の推進

主な取組

- 食育の推進
- 生活リズムを整える教育の推進
- 安心・安全な給食の提供



11

豊かな心を育む教育の推進

主な取組

- 読書活動の推進
- 自他の命を大切にする心と態度を育む教育の推進
- 情報モラル教育の推進



基本施策2 学びを支える環境づくり

1

専門家と連携した 学校体制づくり

主な取組

- PDCAサイクルに基づく学校経営
- 子ども悩み相談サポート事業の実施
- 専門家と連携したサポートの推進



2

教職員の人材育成と 授業力の向上

主な取組

- 社会の変化に対応した教職員の資質向上
- 組織的・継続的な人材育成
- 教職員の綱紀保持の徹底・ハラスメントの未然防止
- 支援教育研修の充実



3

教職員の働き方 改革の推進

主な取組

- 多忙化解消に向けた取組
- 事務の効率化及び共同学校事務室による支援体制の充実
- 部活動地域展開の推進

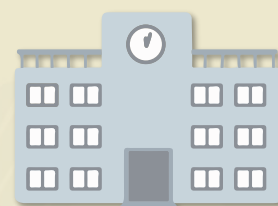


4

安全で快適な学校 施設の整備

主な取組

- 快適な学校環境づくり
- 学校施設の適切な維持管理



5 子どもたちを事故や災害から守るための取組の推進

主な取組

- 学校事故の防止
- 防災教育の推進
- 登下校時における見守り活動の推進



6

教育ICT整備の充実

主な取組

- GIGAスクール構想1人1台端末環境の充実
- 教職員を支えるICT環境整備
- 安定的な学校ネットワーク



7

将来を見据えた新たな学校づくり

主な取組

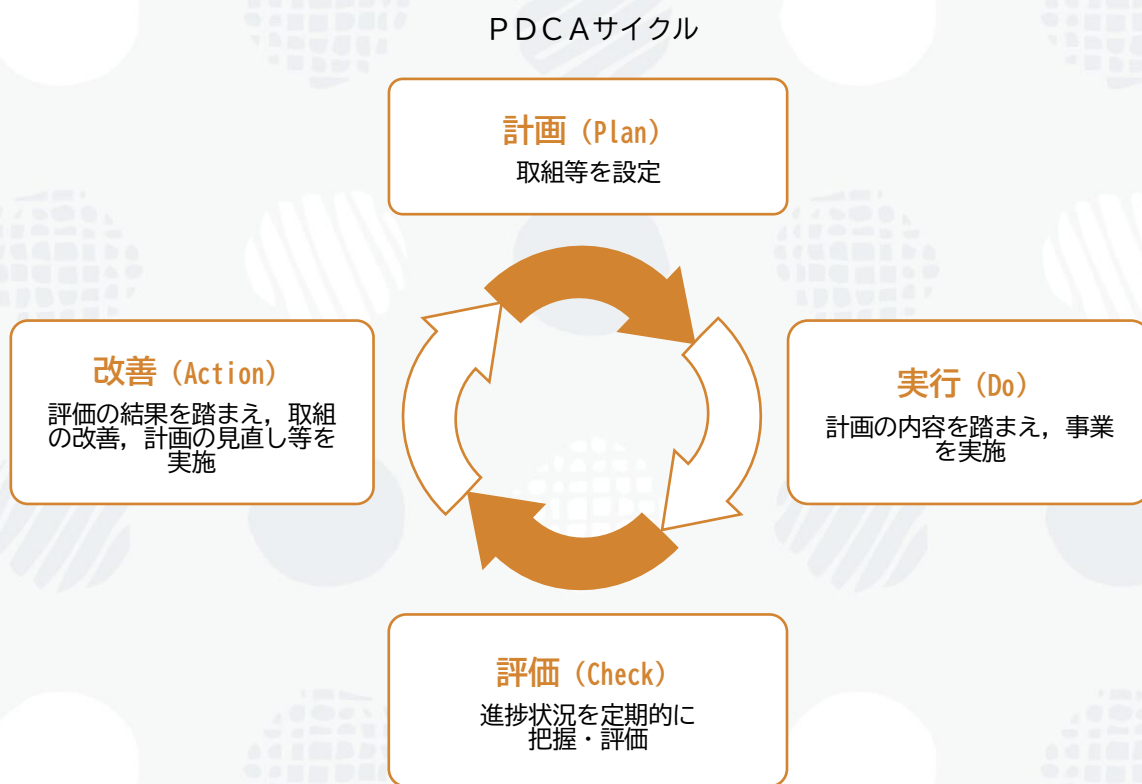
- 学校再編の検討
- 多様な学びと人とのつながりをつくる学校づくりの推進



8 計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その進捗状況を定期的に把握・評価（Check）したうえで、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルに沿って行うよう努めます。具体的には、計画に記載した取組及び指標について進捗状況の把握を行い、毎年外部評価委員に意見を聴取することで、計画の進行管理や評価検証・見直しを行います。

各学校でも教育委員会が作成する指導・助言事項等を踏まえ、毎年PDCAサイクルに則って、各学校の教育活動の検証を行い、柔軟な改善を図りながら取組を進めます。



門真市教育振興基本計画2026（概要版）

令和8（2026）年2月

発行：門真市教育委員会

編集：門真市教育委員会事務局 教育部教育企画課

〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号

TEL 06-6902-5779 FAX 06-6900-2323

